

る。このため出役表の作成及び経理処置が作爲され  
た結果となつている。会計上適正に、かつ、実態に  
合致するよう改善されたい。

5 組織運営について

家畜保健衛生所発足当時と今日とでは畜産事情はま  
とに大きく変つてきている。成長産業として畜産の発  
展に対処するため、所の仕事が防疫事務から指導事務  
へと重点が移行しつつあるのが現状である。当局はこ  
れが推移と将来を勘案し、農業改良特技(畜産)普及  
員制度とも関連せしめその在り方についてさらに検討  
されるよう望む。

使用不能あるいは大修理を要するものが全体の47.1%  
を占めている実情にある。各所とも業務活動範囲が広  
く、かつ、遠隔僻地も多く、現状の機動力では事業活  
動に支障を来している面が少なくないので、人手不  
足を補なうため、あるいは業務の効率化を図るため  
も機動力の整備充実が緊要と認められる。各所の物品  
取扱主任は使用不能のものを返還するとともに当局は

更新について早期に善処されたい。

家畜保健衛生所別	オート バイ配 置台数	左の内、使用不 能または大修理 を要するもの	備 考
倉 吉	5	4	左のほか、家畜 衛生車1台あり
船 岡	3	1	
鳥 取	2	0	
米 子	4	1	
山 計	3	2	
計	17	8	

倉吉家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

豚コレラの予防注射実施に伴なう耳標の出納整理が不  
充分で、187箇が物品整理簿と不整合を生じていたの  
で出納整理を適正にされた。

船岡家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

農業共済組合連合会の職員である獣医師を臨時に雇上  
げする場合、連合会に対し口頭連絡のみで終つていた

が、文書による依頼が妥当であると思慮される。

鳥取家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

(1) 家畜伝染病予防注射、検査に伴なう家畜防疫手  
料並びに家畜保健衛生所使用料の現金領収日と現金  
領収書発行日が不合一のもの並びに現金領収書に  
より収納した収納金の指定金融機関への払込期日が  
遅延しているもの等が見受けられるので、適正処置  
に格段の留意をされたい。

(2) 家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病のうち、人  
事委員会規則(第5号)の定める伝染病防疫作業に  
従事したとき支給される特殊勤務手当が、従事した  
実績どおり支給されていない。配慮されたい。

2 事務事業について

(1) し畜生産検査は、し畜台帳に基づき実施してい  
るが、そのし畜台帳が不完全である。整備されたい。  
米子家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

(1) 家畜防疫用薬品のうち、流行性脳炎注射液550cc、  
ひな白痢診断液85cc、豚丹毒注射液500ccが有効期限  
切れで廃棄処分されているものがあつた。他の衛生  
所への融通などを行ない効率的に使用するよう当局は  
その調整に配慮されたい。

また、薬品の受払について数量に不整合のものがあ  
つたので、保管管理を厳正にされたい。

生山家畜保健衛生所

1 経理出納その他事務処理について

(1) 収入証紙により徴収するし畜生産検査手数料の事  
務処理を溝口家畜保健衛生所分と一括処理されてい  
るが、衛生所ごとに区分し処理されたい。

(2) 当所の兼務者に対する通勤手当は、兼務地(生山)  
を対象として支給され、したがつて本務地から兼務  
地への公務旅行に対する旅費支給されていない。通  
勤手当の支給は本務地(溝口)までとし、本務地か  
ら兼務地までの旅行は、他の機関の旅費支給の例か  
らしても、旅費を支給することが適当と思慮される

00269

にする必要がある。

畜産試験場 昭和39年5月19日監査  
 畜産講習所 監査委員 浜田庄平  
 同 同 中田玉賢  
 同 同 野坂浩賢

1 予算執行について

昭和38年度に係る昭和39年4月30日現在における収支の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	備 考
財産売払代	422,400	422,400	0	
畜産業費手数料	6,426,200	6,243,800	182,400	
生産物売払代	3,744,719	3,711,796	32,923	
家畜類売払代	3,594,078	3,298,928	295,150	
不用品売払代	9,000	0	9,000	
その他	21,580	21,580	0	
計	14,217,977	13,698,504	519,473	雑入(電柱敷地料)県庁舎建設費寄附金

- (3) 雇上獣医師の出後日の確認が不十分である。出後記録の整備が必要である。
- (4) 畜産課、会計課より振興局へ保管転換引継(36年)を行った物品中、当時不用処分した物品の事務処理が未処理となっていた。関係帳簿と照合し早急に処理されたい。
- (5) 兼務先における兼務者の旅行命令並びに超過勤務命令が本務機関の命令簿により一斉処置されているが、勤務先別の命令簿を作成し処理されたい。
- (6) 当所は監査日現在物品取扱主任設置かれていない。先出機関においては、その「機関の長が任命」することとなっているので、物品の適正管理を図るため早期に任命措置を図られたい。

2. 事務事業について

(1) 当所の所長、次長は溝口家畜保健衛生所の所長、次長が兼務しているが、勤務の区分が不明確であった。両所の事業実施計画を樹て勤務の実体を明らかにする必要がある。

00270

(2) 支出

科 目	予算合達受額	支出済額	差引予算残額	備 考
県庁費	18,120,000	18,015,698	104,302	
畜産試験場費	16,750,000	16,098,267	651,733	
酪農振興費	781,000	427,000	354,000	
県営牧場費	889,400	848,771	40,629	
畜産講習所費	755,000	530,814	222,186	
その他	145,000	123,975	24,025	中小畜振興費 家畜人工授精普及事業費 草地改良事業費 畜産振興費 農業改良普及事業費
計	37,448,400	36,044,525	1,403,875	

2 38年度における当場の主な試験研究事業は次のとおりである。

- 家畜人工授精事業 5,607,510円
- 乳牛改良事業 3,378,707円
- 飼料作物生産事業 2,183,452円
- 和牛改良事業 1,301,334円
- 和牛肥育試験 953,384円

乳用種牝牛性能調査試験

781,000円

3 経理出納について

(1) 家畜精液譲渡手数料の収入期日を見ると、納入期限を相当経過し収納され、延滞金の徴収を相当と思料されるものが散見されたが、督促状は1件も発行されていなかった。家畜人工授精事業の正常なる運営を期するためにも、鳥取県債権管理事務取扱規則

00271

(旧、督促手数料及び延滞金等徴収規則)に規定するとおり督促状を發し、所定の処置を執るべきである。

なお、場より発送した精液の利用率を家畜保健衛生所等管内別に見ると非常に利用率の低い管内(米子47%浜村50%八頭畜連55.7%)がある。精液及び送料にロスを生じているので、利用率の向上することについて検討善処されたい。

(2) 不用となつた書類戸棚等19点を予定価格調査を作成しないで売却処分していたが、予定価格を設け所定の売却手続きをとるべきである。

(3) 牛の精液で人工授精師協会または、人工授精師に直接送付しているものうち、譲渡手数料を管轄区域である家畜保健衛生所長を納入者として納入通知書を送付しておわるものがある。正当納入者あて送付すべきであるので留意されたい。

4 物品について

(1) 一輪車5点外も目品13点を38年8月30日付で廃棄

処分として出納簿を整理していたが、現品は監査当日現在未処分のまま保管されていたので、該不用品は売却処分されたい。

なお、上記のような取扱をすると、出納簿と現品の不適合の原因ともなるので、事務処理は形式的に行なわれないよう善処されたい。

(2) 講習生宿舍改装に伴う密附物品及び卒業生の記念密附物品の受納手続きが未了であつた。早期に所定手続きを執られたい。

(3) 保管物品のうち、出納簿と現物の不適合のものが見受けられたので、調査の上物品管理の適正を期されたい。

(4) 存牛(雄)1頭、乳用種牝牛1頭、和牝牛1頭を病気または難産のため埋没または切迫と殺しているが、事故報告が行なわれていなかつた。会計規則の定めにしたがつて事故報告すべきである。

(5) 畜産試験場内の知地と県営牧場内開墾地の土壤改良をするため、タンカル987袋、(39,480Kg、113,310

00272

円)を38年5月以降2回にわたり購入しているが、見積書を徴せず購入したため、前記購入量の中237袋(9480kg、30,810円)は購入単価が異なり、1袋当り30円で、20円高く支払われ、740円の不経済な購入となつている。

また、前記タンカル中、相当量が散布されないうまま監査当日においても在庫となつていた。経費の効率の執行に留意されたい。

5 契約について

(1) 乗用車(キヤデラツク)1台の売却処分当り、予定価格25,000円で指名競争入札に附したが、不落札のため再入札を行なわずして、最高入札者と随意契約し18,000円で売却されていたことは受当でない。再入札に附するかまたは予定価格を変更し改めて入札に附する等台帳の入札手続きを執るべきである。

(2) 中小家畜試験場の新設に伴い不用建物となつた鶏舎(6棟)及び老朽化し用途廃止となつた牛舎、旧農具舎(各1棟)の売却処分当り、入札書の殆ん

どが鉛筆書で、入札者の押印がなく、かつ売買契約書に代金の納期日が明記されていないなど会計事務処理に適正を欠いていたので、格段の留意を要する。

(3) 旧農具舎の売却当り、当初39年4月19日までの除去期限を延期届により期間延長を承認していたが、延期の期間が明確でなかつた。延滞金等の関係もあるので、延期願並びに延期承認の期間を明らかにすべきである。

6 財産について

(1) 固有財産の用途及び原形の変更、または売却処分されたもので、財産台帳が整理されていないもの、台帳との面積の相違及び未登録のものが相当件数ある。売却処分された建物についても災害保険料が本庁において支出されることもなるので、調査照台の上所定の手続きを執られたい。

7 事務事業について

(1) 当場における家畜の管理上最も根本的な問題は自給飼料作物が充分に確保できない点にあると史料

生産計画 面積 1,651,500 畝(生)	飼養家 数 1,103,100 頭(生)	飼養頭数 (成牛 換算)87頭。飼 料畑13.5haであ る。	差引(生)Kg 11,770
実給量 1,491,250 kg(生)	飼料畑面積 1,639,730 (生)	飼料畑13.5haであ る。	差引△(牛) 388,150

が、38年度における飼料の生産及び自給状況は、  
され。例年飼料の確保に腐心している実情にある  
で、粗飼料及び干草(生) 342,023kg (1,413,100円)  
を購入のほか、大山県営牧場より60,000kg(生)搬  
入し、ようやく需給を調節している状況である。飼  
料作物の増収を図る要はもちろんであるが、飼養家  
畜頭数(現在成牛換算頭数87頭)と飼料畑面積(13.  
5ha)、あるいは購入飼料費(38年度は1,413,100円)  
等の関係をさらに勘案して合理的な管理規模で調整  
する必要があると認められるので検討を望む。  
なお、家畜飼料の給与実態は飼料給与と設計量以上  
に投与しているため、飼料生産計画並びに飼料給与計  
画がくるい支障を生じている。家畜管理上の基本問  
題であるのでさらに検討し、飼料の経済的給与に努

められたい。

(2) 当場には監査日現在、成牛換算頭数で87頭が飼養  
されており、これに要する冬期間(約130日)の飼  
料の要貯蔵量は75,140kgであるが、一方場内には37  
年度までで4基で119,000kg容量のサイロが施設さ  
れていて、前記要貯蔵量は充分に貯蔵し得る能力を  
有しているにもかかわらず、38年度に種雄牛舎分(19  
頭収容、所要量17,270kg)として経費144,080円を  
もって32,396kg入りのサイロ1基を施設していた。  
現状では要貯蔵量に比し過大な施設となつていと  
認められるので(1)とも関連して、施設計画は慎重を  
期すべきである。

なお、当該サイロの外壁の取付様子は不完全である。  
県有財産を県の建築担当者以外のものが設計、施工  
する場合の設計書の精査及び竣工に伴う検査方法並  
びに技術者以外のものので実施できる範囲について、  
当局は検討し善処されたい。

(3) 飼料作物の有害鳥獣防除のため散弾銃(口径15.5

耗)1丁を購入し、個人に同銃を貸し防除を依頼  
しているが、備品貸与簿にその旨の記載整備がなく、  
また散弾銃の使用記録がなされていない。散弾銃の  
所在を法定帳簿に明確にし、使用記録簿を整理され  
たい。  
8 その他  
38年度において施設整備されたものは次のとおりであ  
る。

品名	金額	品名	金額
クイーンダー	140,000円	セニヤスナレキヤ	280,000円
油圧ローダー	210,000	大型トラクター	1,140,000
デスクアラカ	230,000	乳用種雄牛(2頭)	2,800,000
ハーフトラック	280,000		

畜産講習所

1 入所生の確保については、県下の各農業高校に外向  
き勧誘するなどの努力が払われていたが、38年度の終了  
者は第1種生定員20名に対し12名、第2種生は1名で、

第1種生12名の内8名は県外からの講習生であること  
は本機関の設置目的よりしてまことに遺憾である。将  
来農村の自営者となる県内の農家子弟の入所について、  
行政当局は勿論広く関係農業団体その他と協力して一  
層の努力が望まれる。

2 講習生は、日曜日、土曜日、祝祭日においても正規  
の実習以外に2分の1交代で特別実習を行なつており、  
生徒の日常の指導監督の面よりして舎監を兼ねた専任  
職員の配置につき検討配意の要がある。

3 生徒の炊事は、畜産試験場勤務の職員が行つている。  
所に兼務させる等実態あつた措置をとるべきである。  
また炊事夫の勤務は午前6時より午後6時以降にも及  
んでいるが、超過勤務に對する手当は支給されてなく、  
日曜日等に交代する雇上炊事婦の雇上方法についても  
適正を欠いていた。事務処理の適正を期されたい。

4 研修館は財産台帳へ未登録であり講習生宿舍はふら  
ん室を改装したものであるが、用途変更の手続きが未  
了であつた。また旧講習生宿舍、食堂についても所定

00275

手続きを執り、財産の適正管理に努められたい。  
 5 従来「大型農業機械管理委託契約」により県経済連に委託していたトラクター1台を、39年3月当所に研修用として配置されていたが、次表のとおり相当破損箇所等があり大修理を要する(約40千円)。また当所に送置されたため、このままでは研修用教材機械として使用不能と認められる。県当局は善処されたい。

区分	機械の破損、損傷箇所	破損及び損傷程度	修理費の見積額
外觀形状	バックリール、ブレーキ止め	なし 破損大 ビツ不足	
エンジン機能	セルモーター、圧縮、バルブ配電盤	破損 固着 破損	104,000円
走行関係機能	グアイヤゴナルキヤタビル操向機	なし 磨耗大 機能不良	
その他	ブレーキ排土板アッセンブリ	油圧系統の油もれによるブレーキの昇降不能 破損大	300,000円

(注) このトラクターは外国製品であるため部品の入手困難であり、修理しても耐用年数は一年程度しか見込がない。

林業試験場 昭和39年6月9日 監査

監査委員 野坂浩賢

1 予算執行について

昭和38年度に係る昭和39年5月30日現在の収入支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科目	調定額	収入済額	収入未済額	備考
寄附金	円 9,900	円 9,900	円 0	県庁舎建設寄附金

00276

(2) 支出

科目	目	予算合連額	支出済額	差引残額	備考
県庁	庁舎	円 7,426,983	円 7,426,883	0	
林業	林業試験場費	5,593,436	5,593,436	0	
林業	連絡試験事業費	970,000	970,000	0	
林業	適地適木調査	471,000	471,000	0	
林業	治山調査事業費	400,000	400,000	0	
林業	森林害虫防除費	174,000	174,000	0	
林業	その他	113,198	113,198	0	
林業	特別林事業費	9,712	9,712	0	
合計		15,158,329	15,158,329	0	

2 経理、出納について

(1) ワゴン型ジューズを38年4月12日に1台購入(購入価格1,250千円)し、売買契約書に定める保証期間中該自動車のラジオスピーカー取替等の代金28,050円を支払っていたが、その経理処置は当を得ない。

(2) 当場に、事業費300,225円をもって苗畑灌水施設

(一部消火栓に兼用)を設置していたが、予算不足のため、施設費より、前記ジューズ購入残額50,000円を支出し、この工事費に充当していた。施設費でもって工事請負をさせたことは適当と認められない。

00277

(3) 事業に係る資金の支出負担行為を、年間事業実行計画により年間分を行なわれているが、予算令達とも関連し、1・4半期以上にわたる経理処置は適正でない。

(4) 事業に係る資金の支出に当り、支出方法を送金払としていたため、現金受領に要する車馬賃代を資金に含めて計算の上支出されていると認められるものがありその経理処置は適正でない。雇用形態並びに地理的面よりして現場監督員に対する、資金前渡の方法により処理されることが適当である。

3 契約について

ストロークの適応性及び成育試験のため、1町1反9畝26歩の試験地を設置(河原町)し、33年12月1日より47年11月30日までの間土地借上(無償)契約を締結していたが、土地所有者から該植栽木(4,800本)が成育不良であることを理由に該土地の返還を要求され前記契約を廃棄し、新たに「新植木は1町当り4,000本植栽して返還すること、植栽後4ヶ年(年1回)」

下列を行なうこと、植栽木代金及び人夫代金は林業試験場が負担すること」等の翌年度以降にわたる予算外義務負担(新法、債務負担行為)を内容とする覚書を土地所有者と場長間に交換(S37.12.24)していたが、その措置は適法でない。(38年度においては、これが履行経費33,500円相当を要していた。)該覚書は、内容的には契約締結に相当するので、早期に知事契約に改訂すべきである。

なお、このほか私有地に数種の試験地が設けられているが、その土地の借上契約が場長名であるもの、あるいは、口頭契約で文書化されていないもの等が見受けられ、その処置は適正でない。これらは知事契約とされたい。

4 財産について

(1) 当場に建設されている施設のうち、森林保護研究室、林木育種研究室、揚水機室、温室、機械センター、灌水施設等相当件数が財産台帳に未登録となっており、また、本庁において予算執行の結果取得し

00278

(記) 昭和三十八年度 昭和三十八年度 昭和三十八年度

た施設の管理措置徹底を欠く面があった。場は本庁の主管当局と協議し、早期に所定の手続きを執り、財産の管理に万全を期すべきである。

(2) 見本木については、何らの記録も行なわれていないが、相当高価なものもあり、適正管理を図るため、管理台帳的なものを設けることにつき配慮されたい。

5 事務、事業の執行について

(1) 昭和三十八年度における主な試験研究は次のとおりである。

試験項目	支出金額	備考
森林土壌理化学的分折研究	1,218,100 円	
森林施業に関する研究	736,769	
育林作業機械化試験	556,000	
適地適木調査試験	470,100	
治山調査	397,000	
育苗に関する研究	208,615	
苗木肥培管理試験	204,000	
あかまつ材環境調査	192,000	

(2) 適地適木調査事業で、土壌型判定並びに、分析調査に必要な採取用具が年度末に至り購入され時期を失し効率的運用に欠けていた。

6 その他  
38年度に施設整備を図った主なものは次のとおりである。

種	類	員数	購入価格
乗用車	(カイリスマフソン)	1台	1,250,000 円
電動計算機	(付風機含む)	1台	471,600
高感度電気温度指示計	機	1台	83,400
植穴穴期機		1台	75,000
濃度計兼用式(トリッチ型高周波)	機	1台	71,200
下刈	機	1台	60,000



00279

商 検 定 所 昭和39年5月27日監査  
 監査委員 浜 田 庄 平  
 同 中 田 玉 賢  
 同 野 坂 浩 賢

1 予算執行について  
 (1) 収支について

昭和38年度に係る昭和39年3月31日現在における収入、支出状況は次のとおりである。

(1) 収入

科 目	調 定 額	収入済額	収入未済額	備 考
繭糸検査手数料	396,450	396,450	0	収入令達に対し △38,550円
試験繭糸乾燥手数料	172,713	172,713	0	△127,287
試験繭糸乾燥手数料	6,116	6,116	0	△2,884
生産物売代	28,709,959	28,709,959	0	△3,97,041
その他	37,794	37,794	0	不用品売代 真子舎建設費寄附金 雑入
計	29,523,032	29,523,032	0	

(2) 支出

科 目	令 達 額	支出済額	差引残額	備考
県庁費	14,932,000	14,568,511	363,489	
繭糸検査所費	26,020,758	26,020,758	0	
その他	7,200	7,200	0	
計	40,959,958	40,596,469	363,489	

(3) 38年度における主な業務実績は次のとおりである。

検定鑑定業務

繭 検 定 441件 269,700円  
 繭 鑑 定 230件 126,250円

繭糸試験 258t560g 172,713円 (繭製生糸量)

試験繭乾燥 765kg 6,116円

繭糸業務

00280

生 糸 の 生 産 及 び 処 分 状 況

37年度よりの繰越数量	38年度生産繰越	保管中の増減量	計	販 売		棚卸増減量	39年度への繰越数量
				数	金額		
531k955 <sup>g</sup>	5,735k047 <sup>g</sup>	21k430 <sup>g</sup>	6,288k432 <sup>g</sup>	5,142k405 <sup>g</sup>	26,730,669 <sup>円</sup>	55k061 <sup>g</sup>	1,201k088 <sup>g</sup>

副 蚕 糸 類 の 生 産 及 び 処 分 状 況

種 別	37年度よりの繰越数量	38年度生産数量	計	販 売		39年度への繰越数量
				数	金額	
きび	179,100 <sup>kg</sup>	494,800 <sup>kg</sup>	673,900 <sup>kg</sup>	625,200 <sup>kg</sup>	930,426 <sup>円</sup>	48,700 <sup>kg</sup>
び	172,000	530,700	702,700	642,500	228,871	60,200
揚	28,100	113,900	142,000	128,800	12,880	13,200
選	170,400	255,600	426,000	311,700	457,617	114,300
除	11,400	10,765	22,165	13,800	8,830	8,355
糸	2,100	1,850	3,950	2,600	5,894	1,350
せ		1,388,000	1,388,000	1,388,000	49,450	0
ん		4,702,000	4,702,000	4,450,000	265,322	1,280,000
ど						
と						
と						
と						
干						
計						

- (3) 業務の必要上2名のボイラー技士のうち特定の一名に対して時差出勤を認め毎日早朝出勤を行なわしめているが、その職員の退庁時刻は一般の退庁時刻と同様であるため、連日超過勤務手当を支給している。これでは時差出勤を認めた意味がないので、この取扱いいについては検討されたい。
- (4) 県内旅行命令中、事務連絡及び学会出席等に急行、準急利用の旅行命令がなされているものが見受けられるが、努めて経費の節減を図られたい。
- (5) 非常勤職員である警備員(2名)に対する給与は賃金で支払われているが、当該職員の身分は特別職が相当と認められるので、支出費目は報酬とするよう予算編成の際善処されたい。
- 3 物品について  
 不用物品の売却処分に当り予定価格の決定されていないもの、その他不用品の処分方法、出納簿への記帳の時期等について留意を要するものがあつたので、適正処理に努められたい。

- 4 財産について
- (1) 日本レーヨン株式会社と共同使用している汚水の排水施設(延長755mのち、県施行分165m、500千円。日本レーヨン施行分590m、1,030千円)は、財産台帳(副本)に未登録であり、該施設を共同使用すること及び維持管理等については何ら文書による定めもなく、話し合いにより日本レーヨンにおいて行なうこととなっている状況で、これが事務処理が不明確である。文書により所有並びに管理区分を明確にし、維持管理について遺憾のないよう善処されたい。
- (2) 当敷地内の男子及び女子寄宿舎は、現在一部を職員宿舎等に使用しているほか、寄宿舎として使用されておらず、殆ど遊休化している。用途変更して活用するとともに、職員の入居については所定の手続きを執られたい。
- なお、寄宿舎及び倉庫に置いてある相当量の寝具、座布団、机、椅子等は所において使用の見込がな

いと認められるので、他の必要とする機関への保管転換等利用の途を検討されたい。

果樹試験場 昭和39年6月1日監査  
 監査委員 浜田庄平  
 同 中田玉平

1 収支について

昭和38年度に係る昭和39年5月31日現在における収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

(単位 円)

科 目	調定額	収入済額	収入未済額	備 考
生産特売払代金	1,560,123	1,560,123	0	梨、柿、ぶどう
寄 附 金	12,500	12,500	0	県庁舎建設費 寄附金
計	1,572,623	1,572,623	0	

(2) 支出

(単位 円)

科 目	令 達 額	支出済額	差引残額	備 考
果 庁 費	10,048,970	10,005,394	43,576	
果樹試験場費	8,095,750	7,861,400	234,350	
その他	115,300	106,480	8,820	
計	18,260,020	17,973,274	286,746	

果樹試験場費の差引残額234,300円は、主として果樹農業技術研修生に対し支給する報償費で、募集計画(10名)どおり入所しなかつたための不執行額である。

当場の38年度における主な試験研究は次のとおりである。

試 験 項 目	支出済額	備 考
果樹園諸作業機械 化に関する試験	603,866円	本場(梨園)
20世紀梨の袋掛簡 易化ならびに無袋 化に関する試験	289,968円	津ノ井分場



00283

果樹等病害虫発生 278,792円 (黒斑病 コナ  
子察事業 カイガラムシ) 本場(梨) 河原試験地(柿)  
果樹の種類品種に 250,290円  
関する試験

2 経理出納、その他事務処理について

- (1) 生産物販売に係る収入振替の経理処置に適當でないものがあつたので留意されたい。
  - (2) 当場敷地内に厩柱4本、支柱2本が設置されているがこれらの設置許可についての手続きが何らなく、かつ収入調定も行われていない。所定手続きをとり、収入調定の処置を執らねたい。
  - (3) 期節的雇用人夫に対する賃金支出に当り、出役日の記録整理が不充分であるので、留意されたい。
  - (4) 1件100,000円以上の物品の購入に当り、検査調書未作成のものがあつた。適正処理に留意されたい。
- 3 物品について
- (1) 物品(備品)の購入が年度末になつて相当件数行なわれている。計画に基づき適期の購入に努め、物

品並びに予算の高率的使用に一層努力されたい。

- (2) 備品の購入に当り、検収と出納簿登記の日附の相違しているものが見受けられた。検収、出納事務の適正を期されたい。

4 契約について

- (1) 本場に設置された自動給水施設工事30,000円及び河原試験地の動力室突出し屋根工事78,000円は設計書、図面がなく、契約書は形式的なものとなつている。適正処理に留意されたい。
  - (2) 果樹等病害虫発生予察調査圃場(6ヶ所、24,000円)、新農業効果検定試験圃(3ヶ所15,000円)の設置を委託し受託書を徴しているが、支出は借料及損料の科目で行われてをり、受託書は、事業の委託か、あるいは試験圃場の借上か、何れであるか判然としていない。事業内容に合致した支出科目とし、契約内容を明確にすることにつき、検討善処されたい。
- 5 財産について
- (1) 32年度に場内に建築された職員住宅1棟(42.9㎡)

00284

(第3種郵便物認可)

は37年5月1日より入居者がなく、今後とも入居希望者が見込まれない状況にあつた。保全とその効率的利用につき検討善処されたい。

- (2) 従来、排水不良のため果樹の生育をそ害していた圃場凹地の排水については、38年度に事業費380千円をもつて、排水工事をしていたが、この施設の末端が隣接民有地に入つてゐる。民有地の使用については口頭承諾を得ているが、文書による合規な手続により、将来の紛争を避けるようにされたい。なお、該埋設施設の財産台帳登録を早期に行なわれたい。

- (3) 38年度に本庁直轄工事として、工事費80万円をもつて北条試験地に建設された、実験室兼調査室(41.605㎡)の、場への通知が行なわれていない。引継事務が未了である。また、当該建物の敷地(0.87㎡)を地元から寄附を受けていたが、未登記の状況にあつたので関係当局は早期にこれらについて所定の手続きをされたい。

- (4) 当場敷地内の立木が財産台帳に未登録である。早期に登録手続きを執らねたい。

- (5) 津の井分場の作業場(80.85㎡)は風雨による外壁、下見板の脱落箇所が目立つ。早期補修につき善処されたい。

6 その他

- (1) 北条試験地では、「ソベリソ」処理によるブドウの無核果早期生産試験)等を行なつてゐるが、研究員、農林技師各1名でぶどう園47.1aの薬剤散布並びにせん定その他の栽培管理の労作業に5月~10月までの間は雨天のほか、ほとんど連日従事している現状である。このため、本来の試験研究業務に支障を来たしていると認められたので、当局は少なくとも常農夫1名の増員方につき善処されたい。

- (2) 果樹農業経営及び技術を修得させるため、研修生の研修宿舍(221.502㎡)を37年度に工事費3,705千円をもつて着工したが、工事が遅れ、発足が38年5月となつたためか、研修生は僅かに2名であつた。

39年度は6名入所しているが、採用予定人員が10名(収容力約25名)であるのに比し僅少である。折角、多額の経費を投入して設置されているので研修生の確保と施設の活用に格段の配慮をされたい。

(3) 本場の梨の樹の生育に伴い、果実の生産も増加し、一時に20,000個程度の梨を並べ、これらを秤量、選別、解体調査することが試験研究上必要となつていゝ。また一方では集団参観者の数も多い。これらに対処する場所がないので、作業場兼講堂のようなものを設置することが必要であると認める。検討されたい。

(4) スピードスプレーヤーにホースと噴口を取り付け、非常用の消防ポンプとして使用し得られるよう工夫してゐた。當場が水利の不便な遠隔地にあることからして、とくに建物の火災予防に留意されたいという指摘事項に込えていたことは結構である。

八橋 警察署 昭和三十九年4月15日 監査  
監査委員 中 田 玉 平  
同 野 坂 浩 賢

鳥取 警察署 昭和三十九年4月22日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 千代西尾 泰 章  
同 野 坂 浩 賢

浜村 警察署 昭和三十九年4月28日 監査  
監査委員 中 田 玉 平  
同 千代西尾 泰 章

郡家 警察署 昭和三十九年5月14日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二

智頭 警察署 昭和三十九年5月15日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二

倉吉 警察署 昭和三十九年5月18日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

境港 警察署 昭和三十九年5月26日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平  
同 野 坂 浩 賢

米子 警察署 昭和三十九年5月28日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 中 田 玉 平

岩井 警察署 昭和三十九年6月12日 監査  
監査委員 野 坂 浩 賢

溝口 警察署 昭和三十九年6月18日 監査  
監査委員 浜 田 庄 二  
同 野 坂 浩 賢

黒坂 警察署 昭和三十九年6月18日 監査  
監査委員 中 田 玉 平

県下11警察署の昭和三十八年度に係る定期監査を執行したが、その結果各署とも諸種の悪条件を克服しつつ、治安の維持、交通秩序の確立等のため努力がなされていると

認められた。

しかしながら、各署の活動の実態をみると交通の取締等年々増大しつつある第一線警察諸業務を遂行するためには、次に述べるように、警察官の充実強化、施設の整備等検討すべき点があるから、関係当局はさらに適切な措置をとられるよう望む。

1 予算執行について

(1) 収支状況

昭和三十八年度における収入、支出の状況は次表のとおりである。

了収入

(単位 円)

科目 資料調整日	資料調整日											
	岩井	鳥取	那家	智頭	浜村	倉吉	八橋	米子	境港	溝口	黒坂	
雑収入	14,971	180,610	26,732	17,508	29,188	117,658	20,187	220,603	21,555	12,328	11,003	0
雑収入未	14,971	169,174	26,092	17,508	25,963	98,836	19,083	209,535	21,555	12,328	11,003	0
物売私代金		2,730	640		3,225	12,600						
物売私代金未		2,730	640		3,225	12,600						
弁報償金及金		8,706				6,222						
弁報償金及金未		8,706				6,222						
計	14,971	180,610	26,732	17,508	29,188	117,658	20,187	220,603	21,555	12,328	11,003	0

了支出

(単位 円)

科目 資料調整日	資料調整日											
	岩井	鳥取	那家	智頭	浜村	倉吉	八橋	米子	境港	溝口	黒坂	
警察職員費	15,468	812,722	540,711	32,013	940,156	531,177	747,009	53,074	253,227	459,781	191,995	29,836
警察職員費未	15,468	812,722	540,711	32,013	940,156	531,177	747,009	53,074	253,227	459,781	191,995	29,836
警察行政費	1,124	960	4,745	584	1,826	998	1,081	1,157	1,196	863	5,405	615
警察行政費未	1,124	960	4,745	584	1,826	998	1,081	1,157	1,196	863	5,405	615
計	16,664	812,722	545,456	34,831	941,154	532,175	748,196	58,231	254,454	460,644	193,990	30,671

溝口	黒坂
39. 5. 31	39. 5. 31
81,960	72,900
81,960	72,860
0	40
15,520,376	16,851,627
15,520,376	16,851,274
0	353
1,770,745	1,502,375
1,270,745	1,491,482
0	10,893
16,873,081	18,426,902
16,873,081	18,415,616
0	11,286

科目 資料調整日	資料調整日											
	岩井	鳥取	那家	智頭	浜村	倉吉	八橋	米子	境港	溝口	黒坂	
警察職員費	15,468	812,722	540,711	32,013	940,156	531,177	747,009	53,074	253,227	459,781	191,995	29,836
警察職員費未	15,468	812,722	540,711	32,013	940,156	531,177	747,009	53,074	253,227	459,781	191,995	29,836
警察行政費	1,124	960	4,745	584	1,826	998	1,081	1,157	1,196	863	5,405	615
警察行政費未	1,124	960	4,745	584	1,826	998	1,081	1,157	1,196	863	5,405	615
計	16,664	812,722	545,456	34,831	941,154	532,175	748,196	58,231	254,454	460,644	193,990	30,671

00289

(2) 道路使用許可(手数料)については、道路交通法に規定道路使用許可の手続については、道路交通法に規定されており、又これが手数料についても県規則により徴収することとなつておるが、道路占用料の徴収に関連してこの手数料の徴収事務が各署において不統一であるので、検討善処し、平素の道路管理実務者との間の連絡を密にされたい。

(3) 遺失物の処理について

遺失物のうち期滿失効により、県に帰属した金品の処理は年2回行なうこととしておるが、自転車等の保管場所が狭あいであつて雨ざらし等による当該物品の価値が低下することなどを考慮し、署の実情によつては適宜処理回数を増加することが適当と思われるので検討されたい。

2 主要事業の状況

(1) 犯罪検挙について

県下における刑法犯発生及び検挙状況は次表のとおりで、昭和38年中の発生件数は6,492件、前年に比

し754件の減、検挙件数は4,978件で前年に比し950件の減、検挙率は76.9%で前年に比し4.9%の減率となつておる。

これら犯罪のうち青少年によるものは年々増加して、今や最も大きな社会問題の一つになりつつあるので、関係各機関の連携を密にし非行青少年の早期発見と適切な捕導について、さらに一層の努力をされるよう望む。

刑法犯発生及び検挙状況調

区分	昭和37年		昭和38年		左の5うち 少年犯罪 に検挙 人員に 対する 割合		
	発生	検挙率	発生	検挙率	検挙人員	検挙人員に 対する 割合	
岩井	140	127.90.7%	106	94.88.7%	55	14	25.5%
鳥取	2,229	1,803.80.9%	1,818	1,311.72.1%	734	208	28.3%
那智	313	282.90.1%	343	(3) 83.4%	158	45	28.5%
家頭	269	260.96.7%	125	110.88.0%	91	28	30.8%
村	346	335.96.2%	198	185.93.4%	94	25	26.7%

00290

倉吉	八橋	米子	境港	溝口	坂	計
998	831	1,605	619	159	195	7,246
83.3	342	1,142	495	130	183	5,928
800	264	1,917	567	102	251	6,492
(1) 79.1	(2) 93.5	(6) 70.0	471.83.1	(2) 93.1	218.86.9	(14) 76.9
455	136	842	271	57	103	2,996
128	62	259	110	20	34	935
28.1	45.6	30.8	40.6	35.1	33.0	31.1

(2) 交通取締について

交通取締状況は次表のとおりで、昭和38年中において58,130件と前年に比し5,059件の増(増加率9.5%)を示している。取締りの強化啓蒙指導、交通取締員の委嘱等による事故防止に努力していたが、自動車輻の激増に伴い、交通事故は前年に比し、件数268件死者5名、傷者267名とそれぞれ増加しておるので、今後更に格段の努力をされたい。

交通取締状況調

区分	昭和37年		昭和38年		対前年比 %
	件数	件数	件数	件数	
岩井	360	26,273	338	30,860	93.9
鳥取	956	26,273	956	1,230	117.5
那智	1,757	956	2,748	1,230	131.4
家頭	277	956	275	2,748	156.4
村	3,242	1,757	2,911	2,748	89.6
計	53,071	277	58,130	2,748	99.3
		8,293		3,059	89.0
		3,122		3,059	98.0
		1,825		8,416	101.5
		1,530		657	36.0
		5,456		1,968	128.6
				5,668	103.9
					109.5

交通事故調

区分	昭和37年			昭和38年		
	件数	比率	死者	件数	比率	死者
岩井						
鳥取						
那智						
家頭						
村						
計						

00291

機 動 力 整 備 状 況 調 査

区分	乗用車	輸送車	オートバイ	軽自動車	原付車	スクーター	計
岩井	2	2	2	6	4	2	8
鳥取	1	1	3	1	18	2	31
郡家	1	1	4	1	11	2	20
智頭	1	1	1	1	8	2	10
八木	1	2	1	2	6	1	11
米子	2	2	3	2	14	5	34
境港	1	2	1	2	16	2	24
坂口	1	1	1	1	4	1	10
黒坂	1	1	1	1	7	1	10
計	8	10	9	17	110	19	195

4 庁舎・駐在所・派出所等の状況について

(1) 庁舎については、倉吉署が39年2月に鉄筋コンクリート3階建てでもって新築され、米子署についても

岩井	13	1.1	1	16	31	2.1	2	32
鳥取	326	27.1	13	316	370	25.1	14	355
郡家	54	14.5	2	71	56	3.8	3	53
智頭	47	3.9	48	46	46	3.1	3	54
八木	23	1.9	33	33	4.3	1	54	
米子	186	15.4	11	195	246	16.7	7	270
境港	37	3.1	3	58	57	3.6	9	52
坂口	402	33.4	16	374	447	30.4	11	467
黒坂	60	5.0	3	45	90	6.1	3	81
計	21	1.7	18	17	1.2	2	15	44
	35	2.9	1	34	49	3.3	2	55
	1,204	100.0	50	1,208	1,472	100.0	55	1,475

3 機動力の整備状況

監査日現在における各署の機動力の整備状況は次表のとおりで、第一線警察活動を強化するためには、現状ではなお不十分であると認められる。人員配置と機動力と通信網との相関性を勘案し、さらにこれが整備充実するに努めると共に、老朽車の更新に努力されたい。

近く新築が予定されている。

しかしながら、その他については旧市警当時の庁舎を引継ぎ、狭あいでも武道場もない鳥取署、老朽して大修理を必要とし、超短波無線受信不可能な位置にある岩井署、庁舎、特に行政室が狭あいであるのよれる場所での少年の補導を行なわざるを得ない境港署、会議室が狭あいである全員会合に困難している黒坂署、会議室と武道場兼用で署の運営に困している八木署など、今後の改善にまつものがあるから、これらの解決に努力されるよう切望する。

(2) 駐在所、派出所等は総数176のうち、具有85、市町村有91となっており、昭和38年度に於て、11ヶ所

駐在所、派出所数並びに修繕費支出状況調

区分	駐在所(含派出所)数			38年度維持修繕に要した経費		備考
	具有	市町村	計	市町村費等	計	
岩井	4	4	8	72,276	72,276	
鳥取	24	5	29	130,590	20,000	

を新築しておく。  
しかしながら、現有建物のうちには相当年数を経過した老朽建物が多いので、早急に整備するよう努力されたい。  
(3) 昭和38年度における駐在所等の維持修繕の状況は、次表のとおりで、相当額を市町村費に依存している現状である。

これは、地方財政法の規定及び警察の職務の特殊性からして適当でないの、維持修繕費の予算増額、さらには市町村有建物の所有移管につき検討する必要がある。

00292

00293

那智	家	7	12	19	69,016	181,630	250,646	
智	頭	1	7	8	43,465	1,401,259	1,444,724	
坂	村	2	8	10	89,292	46,145	135,437	
八	吉	9	15	24	380,317		380,317	
米	橋	5	8	13	37,760	35,900	73,600	
境	子	27	12	39	195,115	56,650	251,765	
溝	港	1	6	7	79,854		79,854	
黒	口	2	7	9	38,800	38,000	76,800	
	坂	3	7	10	48,100		48,100	
計		85	91	176	1,184,525	1,779,584	2,964,109	

5 警察官か動体制の強化について

このことについては従来の定期監査報告で引き続き要望されておるところであり、詳細については警察本部の監査報告において述べるところであるが、略述すると監査日現在において溝口署(2名欠)、那智署(2名欠)を除くほかは、各署とも定員を充足していた。しかしながら、その現員の内容を見ると長欠者、健康

要注意者、長期入校者、特別訓練員などを含んでおり、定員ですら激増する交通取締にさえ不足勝ちと認められるのに、さらに実働人員の低下している現状にある。この対策について関係当局の格段の努力を要望する。

6 警察官住宅の状況について  
警察官の住宅状況は次表のとおりで、昭和38年度に於て47戸建築し、住宅事情の緩和に努めていたが、なお

警察官住宅入居状況調査

借家、間借等の占める割合は平均45.2%と、各署とも住宅対策には苦慮している状況である。  
警察官は、職務上勤務地外の居住を制限されているの

で、これが対策には計画性をもつて対処する等一層の努力をされたい。

区分	公舎	共済 組合 住宅	单身寮 (待合)	公営 住宅	日警 後 遺物	駐在所 派出所	自宅	借家	間借	計	借下 間 借 占める 割合 %	調 査 日	昭和38年 度警員住 宅建設戸 数
井	1	2	8	2		8	30	5	2	20	35.0	39.5.31	1
取	3	9	8			14	41	41	26	131	51.1	39.3.31	16
家	8	3				17	48	48		46	39.1	39.4.30	2
頭	1	1		4	1	8	3	3	4	21	33.3	39.4.30	1
村	1	4		4	1	10	10	10	1	26	42.3	36.3.31	2
吉	1	5	12		4	23	7	21	14	87	40.2	39.4.30	2
橋	1	3			4	13	8	8	6	32	43.8	39.3.31	2
子	1	4	13			23	20	22	27	119	36.0	39.4.30	16
港	3	4	(13)			32	6	16	10	45	60.5	39.4.30	2
口	1	3				4	1	5	2	20	35.0	39.5.31	1
坂	1	2				10	1	9	4	26	50.0	39.5.31	2



計	21	36	33 (17)	10	5	147	65	138	96	(17) 571	43.2	47
構成比 %	3.7	6.3	5.8	1.7	0.9	25.7	11.4	27.7	16.8	100.0		

(注) 「昭和38年度習員住宅建設戸数」のうち、鳥取署、米子署分は県有であり、その他の署分は共済組合住宅である。

7 財産の管理について

- (1) 駐在所、派出所等の土地、建物のうち、市町村より無償で借り上げているものについては、その大部分が貸借契約のなされないまま従来の慣習に従って使用されており、またこれが維持修繕を県費で行っているのは適当でない。契約を締結しその管理を明確にするようされたい。
- (2) 駐在所で、人員配置のないものを住宅がわりに使用しているものがあるが、目的外に使用することは適当でないので善処されたい。
- (3) 昭和38年度に建築した米子市上福原の特機宿舍16戸(米子)、新増築建物(浜村、その他)は監査日

現在、本部よりの移管手続が終っていないかつたので早急に行なわれたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便局認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取市栗谷町  
〒680-1 鳥取市栗谷町(送付料共)